

秋田県告示第360号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり秋田県知事から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

令和5年8月18日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 作業種類 公共測量（数値地形図データ作成、地図情報レベル1,000）
- 2 作業期間 令和5年8月9日から同年12月15日まで
- 3 作業地域 秋田市雄和椿川字山籠地内